

芦屋町立芦屋小学校 「いじめ防止基本方針」

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。

また、いじめは、いつでも、どこからでも、どの児童にでも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るという危険性をもはらんでいる。

こうした事実をふまえて、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子ども、どの学校でも起こり得る」ことを念頭に、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの早急な対処措置」について、芦屋小としての共通理解を図り、組織的に対応していく。

特に、本校では、いじめの予防と早期発見に特に重点的に取り組んでいくと共に、いじめが発生してしまった場合には、児童の尊厳を最大に重視し、教育委員会や地域、家庭、児童相談所等の関係機関との連携のもと、早急にいじめ根絶に向けて、組織をあげて適切な対処に全力で取り組むようにする。

さらに、常にいじめがなく安心して生活することができる学校の実現と維持のために、いじめ防止に係る取り組みを、定期的にふり返し、改善を加えていくようにする。

2 いじめ防止のための取り組み

(1) 基本的な考え方

いじめの未然防止といじめのない学校づくりを最重要の取り組みとし、日々の充実した学習の中で、子どもたちの心と感性を育み、併せて、日常的に児童の自尊感情や自己有用感を醸成していくことを大切にする。

(2) 教職員による指導について

☐ 校内研修の確立と情報共有の場の確立及び児童への指導の徹底

☐ 教員研修について

・ 学年、学級経営・ソーシャルスキル・特別活動・道徳他

☐ 児童への指導

・ ソーシャルスキル・交流活動・学習指導（校内研究）他

☐ いじめを許さない体制の確立と児童への周知

☐ 児童への薫陶の時間と場の設定

☐ いじめのサインの共通理解

☐ 日常的な「分かる授業」の実践

☐ 教員による自身の指導のふり返し

☐ 学年経営を中心とした児童の活躍の場づくり、居場所づくり、絆づくり

☐ 道徳の時間を中心とする全教育活動における指導

☐ 児童理解による教育活動の精選、めあての確立

☐ 社会体験や体験活動の推進と充実

☐ 相互の授業の公開と参観等、多くの目でいろいろな学級を見る機会の創造

☐ 異学年、異世代との交流の推進他

(3) 児童に培う力とその育成に向けた具体的取組

- ☐ 自尊感情と自己有用感
- ☐ 規律を守った学校生活
- ☐ 美しいものを美しいと言える素直な心
- ☐ みずみずしい感性
- ☐ 他者とのちがいを正しく認識できる力
- ☐ 他者のよいところを理解し、認め合える力
- ☐ 他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操

【具体的な取り組み】①

- ・ 一人一人が活躍する場の設定（学級経営の充実）
- ・ 付きたい力を明らかにした「分かる授業」実践
- ・ 学習や行動をふり返る時間の設定
- ・ 地域に根ざした価値ある豊かな体験活動の設定
- ・ 読書活動の推進
- ・ 児童一人一人に対する理解の推進
- ・ 学習における学び合いの場の設定
- ・ 児童に対する適切なめあての設定

- ☐ 未知なるものに進んでチャレンジする力
- ☐ 失敗しても何度も粘り強く取り組む力
- ☐ 試行錯誤をくり返すことができる力
- ☐ 他者とのコミュニケーションを図る力
- ☐ 規範意識、正しいことが分かる善悪の判断力等
- ☐ ストレスに適切に対処できる力

【具体的な取り組み】②

- ・ 児童の成果への即時かつ具体的評価
（コメントや言葉がけ等）
- ・ 児童の個性を認め合う場の設定
- ・ ソーシャル及びコミュニケーションスキルの育成
- ・ 成長に応じためざす子ども像の周知と規範意識、善悪の判断力等の育成等

(4) いじめ防止及び早期発見と対応に向けた組織と具体的な取組

本校のいじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、下記の関係者からなる「学校生活改善（生徒指導・いじめ対策）委員会」を置く。

芦屋小学校「学校生活改善（生徒指導・いじめ対策）委員会」の設置

（いじめ防止対策推進法第22条に基づく必置組織）

- 校内職員：校長・教頭・主幹教諭・養護教諭・特別支援教育コーディネーター
生徒指導担当
- 必要に応じて：いじめに関わった児童の保護者、PTA会長、SC、SSW

民生児童委員←主に情報提供等で

【具体的な取り組み】

- ☐ 本校のいじめ防止基本方針の策定
- ☐ いじめ防止基本方針に沿った実践と検証
- ☐ いじめ防止基本方針の修正
- ☐ 校内研修の企画・運営
- ☐ いじめに係るアンケート及び面談による情報収集
- ☐ いじめ発生に係る全職員への情報提供
- ☐ 第1次緊急対応会議に向けた報告の準備
- ☐ 第1次緊急対応会議への引き継ぎ

※ 当該組織は、学校が組織的にいじめ防止の諸問題に取り組むにあたって、中核となる役割を担い、いじめ防止に係る具体的な取り組みを行う。

(5) 児童の主体的な取組

- ☐ 児童会を中心として、縦割り班活動を充実する。
- ☐ 高学年を中心に、道徳の時間や特別活動を活用して、いじめ防止活動を計画し積極的に参加する。

(6) 家庭や地域との連携

- ☐ ホームページ等で本校いじめ防止基本方針の周知を行う。
- ☐ 適時又は随時、学年・学級懇談会等での話し合いを行う。
- ☐ 交通安全ボランティア・関係機関等との連絡と報告を励行する。

3 早期発見の在り方と取り組み～起こる前の手立てを最優先に～

(1) 早期発見に向けた取り組み

- ☐ いじめ早期発見といじめ防止に係る基本姿勢の共有
 - ・本防止策と対応に係る考え方と具体的対応策の理解
 - ・いじめ及びいじめ対応に対する意識の共有
- ☐ いじめと悩みに係るアンケート調査
 - ・月1回のアンケート実施
 - ・面談による聞き取り
- ☐ 普段の子どもたちの見とり情報交換
 - ・日々の授業の充実
 - ・自己有用感と自尊感情の醸成
 - ・気になる子の情報交換会の実施

【学校におけるいじめのサインの例】

- ☐ 急な体調不良 ☐ 遅刻や早退の増加
- ☐ 授業開始前の机、椅子、学用品等の乱雑さ
- ☐ 学用品、教科書、体育着等の紛失 ☐ 学用品の破損、落書き ☐ 授業への遅参
- ☐ 保健室への来室の増加 ☐ 日頃交流のない児童との行動
- ☐ 発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発
- ☐ 多数児童からの執拗な質問や反駁
- ☐ 図工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ ☐ 業間や休み時間の単独行動
- ☐ 特定児童の発言へのどよめきや目配せ ☐ 突然のあだ名
- ☐ 特定児童からの忌避・逃避 ☐ 特定児童の持ち物からの逃避 等

(2) 早期発見に係る組織

☐教職員間の情報交換

- ・こまめな不断の情報交換
- ・特に学年間の情報交換を重視
- ・職員会議や打ち合わせでの児童の情報交換
- ・保健室や教育相談員からの情報提供とその共有
- ・児童からの情報の活用

☐教育相談体制

- ・心配される児童への定期的な相談の実施
- ・教育相談員による相談体制の確立と教頭をはじめとする担当への報告、連絡、相談の徹底

☐特別支援教育コーディネーターの参画

- ・児童の実態把握と適切な支援への助言
- ・支援が必要となる児童への個別の対応体制づくり

☐保護者への連絡

- ・事実確認後に状況説明（場所：学校・家庭）
- ・児童への指導状況の説明

※ 発生時間等により、すぐに児童に事実確認ができない場合は、後日確認の上説明する旨を連絡しておく（その日のうち）。

☐保護者からの訴えに係る窓口の一本化

- ・教頭、主幹教諭を窓口として、いじめの通報や情報に対応
- ・全教職員への報告と周知

(3) 家庭や地域との連携

☐家庭との連携

- ・学校だよりや学年だより、学級だよりによる子どもたちの活動の広報
- ・いじめ等に係る学校の考え方の周知（PTA総会や諸会合、学校だより等で）

【家庭でのいじめのサイン例】

- | | | | |
|---------------------------------------|---|------------------------------------|------------------------------------|
| ☐ 登校しぶり | ☐ 転校の希望 | ☐ 外出の回避 | ☐ 感情の起伏の顕著化 |
| ☐ 教師や友だちへの批判増加 | ☐ 隠し事の発覚 | ☐ 家庭でのお金の紛失 | |
| ☐ 荒くなる金遣い | ☐ 長時間の長電話や過度に丁寧な対応 | | |
| ☐ 衣服の不必要な汚れ | ☐ 体への傷やいたずらの痕跡 | | |
| ☐ 保護者来校の拒絶 | ☐ 過度なネットへの対応他 | | |

☐地域との連携

- ・学校だより等による教育活動の広報と周知
- ・登下校時の立哨等をとおした児童の実態の情報交換

【地域で見られるいじめのサイン例】

- ☐登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。
- ☐一人だけ離れて登下校している。
- ☐故意に遅れて登校している。
- ☐地域の公園や道路、空き地等に一人でポツンとしている。
- ☐公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。
- ☐コンビニや地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。 等

4 芦屋小「いじめ緊急対応マニュアル」～いじめに対する具体的な措置～

【基本的な考え方：独自の判断は禁物！素早く対応】

- ×「様子を見よう。」「悪ふざけだろ。」「単なるけんかだろう。」「…の考えは捨てる。
- 「いじめは絶対に許されないもの」との認識に立つ。
- 「いじめはどの学級にも起こりうる」という認識に立つ。
- 「いじめられている子を絶対に守りぬく」ことを大前提に判断する。
- 「早期かつ即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ。
- 「小さな芽を小さいうちに摘む」ことを重視する。

(1) 素早い事実確認

① 速やかな報告の徹底

- ・担任、現状目撃者等の情報受信者→担任、学年主任等→教頭・主幹教諭→校長のルートで情報や状況を直ちに報告する。
- ・情報受信者を中心に直ちに「いじめ発見報告書」を作成する。教頭へ提出する。
- ・教頭により、第1時緊急対応会議を召集し、報告書の内容を周知する。

＜報告書の内容＞

○日時 ○場所 ○被害児童 ○加害児童 ○内容・状況 ○情報受信者

② 第1次緊急対応会議

【第1次緊急対応会議】

当該児童に聞き取りする前に事実確認を進めるための会議

(1) 構成人員

○校長 ○教頭 ○教務主任 ○生徒指導主任 ○担任
○同学年教員 ○養護教諭 ○特別支援教育コーディネーター

(2) 資料

□いじめ発見報告書 □被害・加害児童の家庭環境調査票

(3) 会議内容

① 事実確認のための必要事項

- ・いじめの状況（日時・場所・人数・様態等）
- ・いじめの動機や背景・時系列での事実の把握
- ・被害児童と加害児童の家庭環境や日頃の言動や性格、その特徴
- ・本件について家庭が知っていること
- ・教職員や周辺児童が知っていること
- ・これまでの問題行動等

③ 事実確認の実施→【第1次緊急対応会議における聞き取り記録】

(1) 被害児童への聞き取り

- 教職員は、被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で接する。
- いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。

(2) 加害児童への聞き取り

- いじめを行っている時の気持ちなどについて話をさせる。
- いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず、受容的に聞く。
- 「いじめは絶対許されない行為」として、けんか両成敗的な指導はしない。

- 事実確認するこの段階では、周辺児童の行動に対して善悪の判断はしない。
- 内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
- 事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

- ☐ 保護者とは直接会って面談を行う。
- ☐ 保護者の立場や心情に十分に配慮し、現状と今後の具体的な対応について説明する。
- ☐ 保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明していく。

(2) 組織的対応について

※記録は、レコーダー（相手の承諾が必要）による音声も含まれる

被害児童対応班	具体的な対応について
	☐ つらさや苦しさに共感的な理解を示す。またいじめ防止への強い姿勢を伝える ☐ 事実確認までの計画を立てる ・役割分担 ・被害児童への聞き取り ・加害児童への聞き取り ・周辺児童への聞き取り ・該当保護者への連絡 ・記録の管理 ☐ 具体的な解決策や加害児童の指導対応などを知らせ、不安や心配を除く。 ☐ いじめ解決まで、学校全体で擁護することを伝える。また、今後の支援を約束する。 ☐ 自分の保護者や加害児童に対するはたらきかけについて、意思を尊重して進める

加害児童対応班	具体的な対応について
	☐ 行った行為やいじめの意図等について、中立の立場で冷静に確認する。 ☐ グループへの対応の場合は、個別指導と並行して、共通理解を持って聞き取りする。 ☐ いじめ根絶に向けた心の涵養を図り、再発することがないような心を育てる。 ☐ きちんとした謝罪とその方法、今後の決意を明らかにさせる。 ☐ 長所を意識させ、それを生かす生活の在り方や考え方について確認する。

周辺児童対応班	具体的な対応について
	☐ いじめの被害者の気持ちを考えさせる。いじめの卑劣さを理解させる。 ☐ はやしたてる行為、見て見ぬふりをするのもいじめであることを再度認識させる。 ☐ いじめを発見した場合の具体的や通報の仕方について再度確認する。 ☐ いじめを止める、知らせる行為がいかに正義に基づいた勇気ある行為であるかについて指導する。

被害児童保護者対応班	具体的な対応について
	☐ 確認した事実関係を正確に伝える。 ☐ 今後の学校としての対応について説明し、共通理解を得る。 ☐ 謝罪について相談の上、確認する。

加害児童保護者対応班	具体的な対応について
	☐ 確認した事実関係を正確に伝える。 ☐ 今後の学校としての対応について説明し、共通理解を得る。 ☐ 謝罪について相談の上、確認する。

③ SNS 等によるいじめ事案についての対応について

☐ ネット上に本校及び本校児童に係る不適切な書き込み等(名誉棄損、プライバシー侵害、誹謗中傷等)を発見した場合は、直ちに削除する措置をとる。 その際は、法務局等の協力を求める。児童の生命や財産等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに芦屋交番、折尾警察署に通報し、適切な支援を求める。芦屋町教育委員会に報告するとともに、近隣小・中学校にも連絡を入れる。 ☐ 情報セキュリティポリシーに係る学習会を、児童と保護者に実施し、情報モラル教育を進める。 ☐ 児童に対しては、各学年の学習において、保護者に対しては、PTAと連携して、最新のネット社会の現状と課題を伝えていくようにする。
--

※基本的には前述した組織的な対応を行う。

5 重大事態への対処

【いじめによる重大事態】

- ☐ 当該児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められたとき
 - ☐ 当該児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされているとき
 - ☐ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき
- ＜重大事態と想定されるケース＞
- ・ 児童が自殺を図った場合・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合

（１）調査組織の設置と調査の実施

- ☐ 本校第1次緊急対応会議のメンバーを母体に、芦屋町教育委員会の支援と協力を仰ぐ。

（２）校内の連絡と報告体制について

- ☐ 校内における連絡・報告体制は、第1次緊急対応会議の報告体制及び「本校緊急対応マニュアル」に沿って進めていく。

（３）重大事態の報告

- ☐ 重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、直ちに芦屋町教育委員会に報告する。

（４）外部機関との連携

- ☐ 芦屋教育委員会の指示のもとに、スクールロイヤー、警察署、児童相談所、北九州教育事務所等と連携を図る。
- ☐ 各関係機関の連携・指示等のもとに、事実関係の調査や事後対応、再発防止について具体的な対策を誠実に行う。

6 教育相談体制と生徒指導体制について

（１）教育相談の基本的な考え方と活動計画

- ☐ 児童へのアンケート等による日頃からの情報収集を重視する。
- ☐ 教育相談員や特別支援指導員の機能を十分に活用し、とらえられたいじめ案件に対し、未然の相談を行う。
- ☐ 教育相談員や特別支援指導員は、必要な場合は、本校のいじめの防止対策会議への引き継ぎを行うとともに、定期的な情報の報告を行う。（報告窓口：教頭、主幹教諭→生徒指導担当へ）

（２）生徒指導の基本的な考え方と活動計画

- ☐ 日頃の学習や学校生活の充実を第一に考える。
- ☐ とらえられた問題場面や学校課題へは、即時に対応する。また、全職員へ案件を周知する。
- ☐ 児童への指導については統一されたものを行う。
- ☐ 問題場面や学校課題が解決された場合は、その終息を全教職員で確認する。
 - ・ 職員会議、毎週の打合せ、臨時の職員集会等を活用
 - ・ 事案により、校長、教頭、生徒指導主任等から報告

7 校内研修

(1) いじめに関する研修の基本的な考え方

- ☐ いじめ防止といじめ対応に係る研修機会を、年間計画の中に定期的に位置付ける。
- ☐ 児童の道徳性や道徳的な実践力の向上に係る研修を大切にする。
- ☐ P T Aとも連携し、児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関する研修機会の場を設定する。
- ☐ 児童一人一人が認め合い、高め合えるような授業実践に係る研修機会の場を設定する。

(2) 具体的な取組

- ☐ 児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関して、講師を招聘して研修会を実施する。
- ☐ 児童一人一人が認め合い、高め合えるような授業実践に係り、講師を招聘して研修会を実施する。
- ☐ いじめの理解、本校のいじめ発見や組織的な対応の在り方、本方針の周知を目的とした研修会を年度当初に行い、教職員の共通理解を図る。
- ☐ 教員研修担当の教頭をリーダーに、いじめ防止に係る研修機会の広報に努める。また、研修を受けた教員からの研修報告を聞き合う場を設定する。

8 学校評価

(1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

- ☐ 児童に対しては、自分の学校生活をふり返って、定期的に学習や学校生活における心の在り様を中心にアンケート調査を行うようにする。その際は、分かりやすい設問の設定を心がける。
- ☐ 保護者に対しては、授業参観や学校行事等の来校時にアンケート調査を行うなど、定期的な評価を位置付け、広く、こまめに情報を得るようにする。
- ☐ 教職員に対しては、日々の教育実践と児童への向き合い方について聞き、課題となる事項をとらえ改善に取り組めるようにする。
- ☐ 学校評価等を通して得た情報のうち、緊急性のある事案については即時に対応し、改善を図る。

(2) 家庭や地域との連携

- ☐ 学校だより等で学校評価の分析結果やいじめに係る実態を広報するとともに、学年だより、学級だより等で、いじめとその防止と対応に係る学校の考え方や方針を伝えるようにする。
- ☐ 家庭や地域よりいじめの情報があつた場合には、いじめ防止対策会議を機能させ、事実関係把握と早期解決に向けた対応を行う。

(3) P D C Aサイクルによるいじめ防止に係る学校体制の推進

- ☐ 本方針に基づく評価を定期的に行い、計画、実行、検証、計画の見直しを行う。
 - ・短期評価→ステージ毎の定期的な児童アンケートや情報交換、などに基づき、児童の実態や対応体制等を確認、改善
 - ・中期評価→各ステージ内で、児童へのアンケート調査、教職員による取り組み評価アンケート調査を実施し、各期間の実態や変容をとらえ、対応や体制等を改善
個人面談や学校評価当で得られた情報を分析して改善
 - ・長期評価→中・短期評価をもとに、次年度のいじめ関連方針等を精査、改善

9 その他

(1) ゆとりを持ち、児童と向き合える時間の創出

- ☐ 本校の教育活動や校務の精選を図り、児童と対話できる時間、児童の指導改善に役立てる時間を創出することに努める。
- ☐ 一部の教職員に校務が偏ったりしないように、分掌の適正化を図る。
- ☐ 取りだし指導や研修参加時の代替指導など、授業支援のサポート体制の整備を図る。

(2) 担任力の向上

- ☐ 「学習指導」「生徒指導」「特別支援教育」の3点を念頭に置き、日々の研鑽に努める。
- ☐ めあてと付けたい力を明らかにして、日々の授業と生徒指導に取り組む。
- ☐ 日々の実践を謙虚にふり返り、常に改善を図る。

(3) 学校警察連絡協議会や校区育成会、子ども会等との連携

- ☐ 子ども育成会主催の行事や、地区の行事への積極的な参加を促し、異学年交流、異世代交流が円滑に行えるよう支援する。
- ☐ 問題となる事案が発生した場合は、速やかに報告していただくよう、窓口を教頭とし、校内の場合と同様に対応していく。対応していく。

(4) スポーツ少年団等との連携

- ☐ スポーツ少年団での活動も、児童の健全な成長に大変役立つこととしてとらえ、本校スポーツ少年団本部や各団の関係保護者をとおして連携や共通理解を図る。
- ☐ 問題となる事案が発生した場合は、速やかに報告していただくよう、窓口を教頭とし、校内の場合と同様に対応していく。